

一般社団法人横浜建設業協会 入会及び退会に関する規程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人横浜建設業協会（以下、本会という。）の入会の基準及び手続き並びに任意退会にかかる手続きは、定款に定めるもののほか、この規程によるものとする。

(入会基準)

第2条 本会の入会基準は、定款に規定する会員の資格のほか、次のとおりとする。

- (1) 土木工事業又は建築工事業もしくはその双方を営み、工事実績を有する建設業者であること。
- (2) 本会の趣旨目的に賛同し、社会貢献活動、区会活動その他本会事業に参加し、本会の運営に協力できる者であること。
- (3) 会費の納入等会員の義務を履行できる者であること。
- (4) その他本会の目的及び事業に照らし、入会に不適當な事由がない者であること。

(入会手続き)

第3条 本会に入会しようとする者は、下記の手続きをしなければならない。

- (1) 当該区会長及び本会会員1名の推薦を得て、所定の入会申込書（様式1号）に建設業許可書の写、経営事項審査通知書の写及びその他関係資料を添付し、申し込むものとする。
- (2) 本会が入会申込書を受領したときは、総務委員会において資格審査を行い、理事会の承認を得るものとする。
- (3) 入会申込者が入会承認通知書（様式2号）を受領したときは、会員誓約書（様式3号）を提出するものとする。

(会員の資格取得)

第4条 入会を承認された者は、入会承認通知書受領後10日以内に所定の入会金を納付し、納付の日をもって会員たる資格を取得する。

(会員の責務と義務)

第5条 会員は、本会の定款及びその他規則を遵守し、本会の事業推進及び運営に寄与する義務を有する。

2. 会員が前項に規定する義務を履行しないときは、定款第9条に規定する除名を適用し、もしくは会員の権利を付与しないことがある。

(任意退会の手続き)

第6条 定款第8条の規定により任意退会する会員は、当該区会長に退会届（様式第4号）を提出するものとする。

2. 当該区会長は、退会届（様式第4号）を受理したときは、会員退会報告書（様式第5号）に退会届を添付し、会長に報告するものとする。

3. 会員が相当期間、音信不通又は所在不明等のときは、当該区会長は当該会員に代わり、会員退会届（様式第6号）により任意退会の手続きを行うことができる。

（規程の改廃）

第7条 この規程を改廃するときは、総会の議決を得なければならない。

附 則

この入会及び退会に関する規程は、一般社団法人横浜建設業協会定款の施行日から施行する。

一般社団法人横浜建設業協会「入会及び退会に関する規程」

第2条に定める入会基準の取扱いについて

平成29年11月17日

入会及び退会に関する規程第2条1号に定める入会基準「土木工事業又は建築工事業もしくはその双方を営み、工事实績を有する建設業者であること。」については、次のいずれにも該当する建設業者とする。

なお、本取扱いについては、平成29年12月1日以降に入会しようとする者について適用する。

1. 横浜市入札資格について、土木、ほ装、建築、上水道のいずれかの入札資格を有すること。
2. 経審の完成工事高について、土木一式、建築一式、ほ装、水道施設、とび・土工（但し、解体を除く）の売上高合計が全完成工事高の50パーセント以上あること。
3. 雇用保険に加入していること。
4. 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
5. 有資格技術者が1・2級土木施工管理技士、若しくは1・2級建築施工管理技士及び1・2級建築士合せて2人以上であること、または有資格技術者1人と資格を持たない10年以上の実務経験を有する者を合わせて2人以上であること。

この取扱いは、平成29年11月17日から適用する。

(様式第 1 号)

入 会 申 込 書

貴協会の趣旨目的に賛同し入会いたしたいので、
よろしくご審議の上、ご承認願いたく、関係書
類を添えて申し込みいたします。

一般社団法人横浜建設業協会会長 殿

平成 年 月 日

住 所

電話番号

F A X

ふりがな
会社名

ふりがな
代表者

印

上記の者は会員としての資格があるものと認め、推薦します。

平成 年 月 日

推 薦 人 住 所

(会 員) 会 社 名

代 表 者

印

推 薦 人 住 所

(区会長) 会 社 名

職・氏名

印

(様式第 2 号)

入 会 承 認 通 知 書

平成 年 月 日

会 社 名

代表取締役 様

一般社団法人横浜建設業協会

会 長 名

平成 年 月 日の理事会において、貴殿の入会を承認いたしましたので、
ご通知いたします。

なお、入会金の納付が完了した日をもって会員といたします。

入会金は 月 日までに納付してください。

入 会 金 100,000 円

横浜銀行 関内支店

当座預金 口座番号

一般社団法人 横浜建設業協会

(様式第3号)

会 員 誓 約 書

今般、一般社団法人横浜建設業協会の趣旨目的に賛同し、入会の申し込みをいたしましたところ、入会承認の通知を受けました。

については会員として、定款及びその他規則を遵守し相互親睦を基本として、事業推進及び運営に協力することを誓約いたします。

一般社団法人

横浜建設業協会会長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者

印

退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人横浜建設業協会

会 長 殿

会社名

代表者

印

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

は平成 年 月 日付けにて一般社団法人
横浜建設業協会を退会いたしたく、定款第 8 条および入会及び退会に関する規程により
ここに届け出ます。

会 員 退 会 報 告 書

平成 年 月 日

一般社団法人横浜建設業協会

会 長 殿

区 会

会 長

印

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、 代表者 殿より別紙退会届が提出されましたので報告いたします。

本件は、一般社団法人横浜建設業協会定款第 8 条の規定に基づく届出による退会であります。

会 員 退 会 届

平成 年 月 日

一般社団法人横浜建設業協会

会 長 殿

区 会

会 長

印

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、下記の会員につきましては現在電話連絡もつかない状況にあります。

よって、区会長名をもって、退会の旨を通知いたします。

本件は、一般社団法人横浜建設業協会定款第8条の規定に基づく届出による退会であります。

記

会社名	
住 所	
代表者	